

京都市住宅審議会条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年11月15日

京都市長 門川 大作

京都市規則第103号

京都市住宅審議会条例施行規則の一部を改正する規則

京都市住宅審議会条例施行規則の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市住宅審議会規則

第4条を第5条とし、第3条を第4条とする。

第2条第1項に次のただし書を加える。

ただし、会長及びその職務を代理する者が在任しないときの審議会は、市長が招集する。

第2条を第3条とする。

第1条第1項中「京都市住宅審議会（以下「」及び「」という。）」を削り、同条第5項中「が指名する」を「の指名する」に改め、同条を第2条とし、同条の前に次の1条を加える。

（趣旨）

第1条 この規則は、京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例第8条の規定に基づき、京都市住宅審議会（以下「審議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の京都市住宅審議会規則第2条第2項の規定にかかわらず、京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例による廃止前の京都市住宅審議会条例に基づく京都市住宅審議会の会長又は副会長であった者は、それぞれこの規則の施行の日に関し京都市住宅審議会の会長又は副会長として定められたものとみなす。

（都市計画局住宅室住宅政策課）